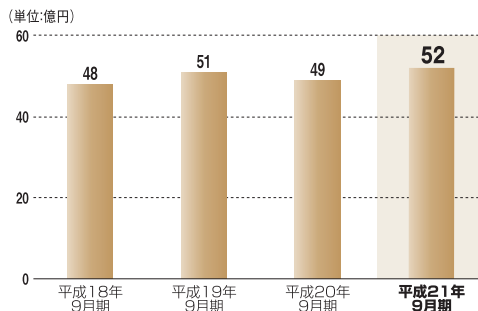


収益・安全性・健全性

❖ コア業務純益…52億円

投資信託の販売手数料収入の減少を主因として、役務取引等利益は減少いたしました。資金調達費用の減少等を要因に資金利益が増加したことにより、コア業務純益は前年同期比3億円増加し、52億円となりました。

■ コア業務純益の推移

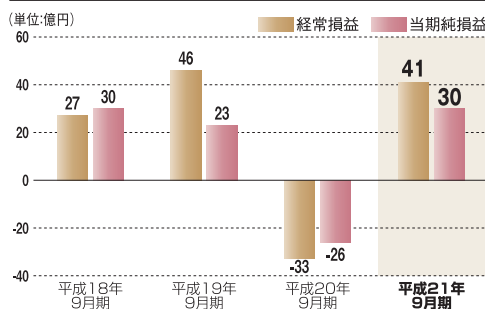


❖ 経常利益…41億円 中間純利益…30億円

経常利益は、資金利益が増加したことのほか、不良債権処理費用の減少等を要因として、前年同期比74億円増加し、41億円となりました。

また、中間純利益は前年同期比56億円増加し、30億円となりました。

■ 経常損益と中間純損益の推移



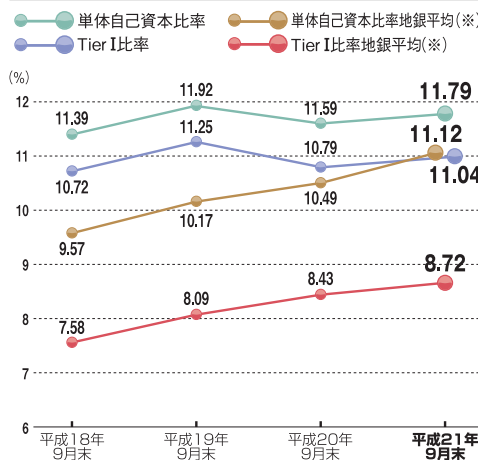
❖ 自己資本比率(単体)…11.79% TierI比率(※)(単体)…11.04%

銀行の安全性・健全性を示す自己資本比率は、前年同期末比0.20ポイント上昇し、11.79%となり、国内基準行に求められる4%を大きく上回っております。

また、TierI比率は、11.04%となっており、地銀平均に比べ高い水準を維持しております。

自己資本の内訳についても、劣後債等による調達は行っており、TierIは普通株と資本剰余金による構成となっており、健全性は十分に保たれております。

■ 自己資本比率(単体)・TierI比率(単体)の推移



(※)地銀平均は国内基準を採用している56行の平均<地銀協資料>

用語解説 【TierI比率とは?】

自己資本は、資本金、資本剰余金、利益剰余金等の基本的項目(TierI)と、劣後債、一般貸倒引当金等の補完的項目(TierII)で構成されています。TierI比率とは、基本的項目のみで算出した比率で、一般的にこの比率が高い場合「自己資本の質が高い」と言われております。

❖ 格付け(※)…A+

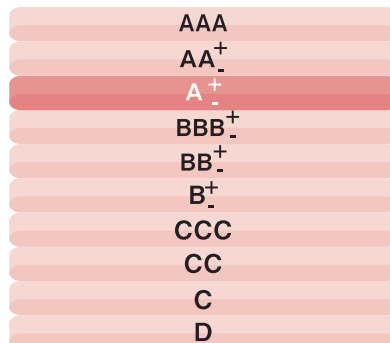
当行は、日本格付研究所(JCR)から長期優先債務について格付けランクの上位に位置する「A+」を取得しております。

「A」は、「債務履行の確実性は高い」と定義されており、当行の財務内容の健全性が評価されていることを示しております。

用語解説 【格付け】

格付けとは企業が発行する債券が「約束通りに元本および利息が支払われる確実性の程度」を利害関係のない第三者(格付け会社)が判断し、その結果を簡潔な記号にしたものです。

なお、このランクが上位に位置するほど安全性が高いとされています。



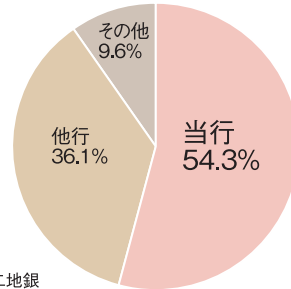
預金・貸出金の状況

預金の状況

法人預金および個人預金が増加したため、預金・譲渡性預金の21年9月末残高は、前年同期末比1,052億円増加し、2兆1,803億円となりました。
預金残高の県内における当行シェア(21年6月末)は、54.3%と高い水準を維持しております。

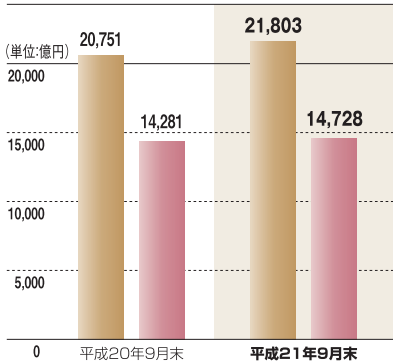
■ 秋田県内シェア(金融機関別)

<平成21年6月末>

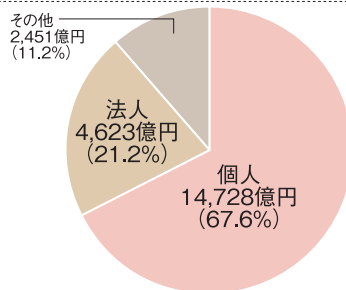


● 他行……都銀・地銀・第二地銀
● その他……信用金庫・信用組合
● 譲渡性預金は含まれておりません。 [資料:預金・貸出金一覧(日本金融通信社)ほか]

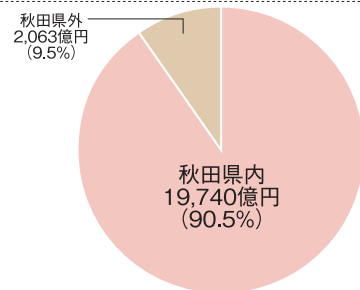
■ 預金残高



■ 預金者別



■ 県内外別

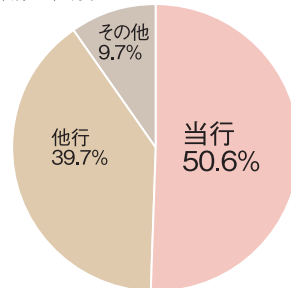


貸出金の状況

事業先向け貸出金の増加を主因に、貸出金の21年9月末残高は前年同期末比718億円増加し、1兆3,929億円となりました。
貸出金残高の県内における当行シェア(21年6月末)は、50.6%と高い水準を維持しております。

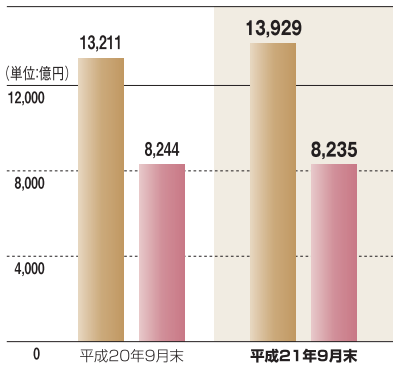
■ 秋田県内シェア(金融機関別)

<平成21年6月末>

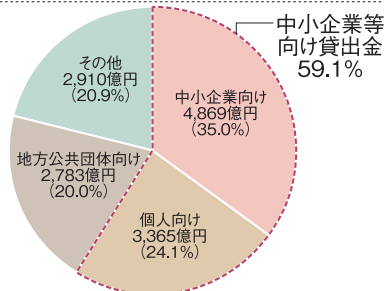


● 他行……都銀・地銀・第二地銀
● その他……信用金庫・信用組合 [資料:預金・貸出金一覧(日本金融通信社)ほか]

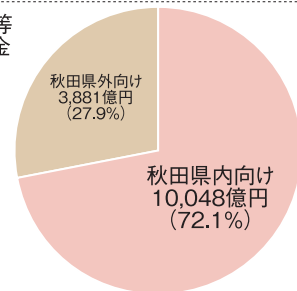
■ 貸出金残高



■ 貸出先別



■ 県内外別

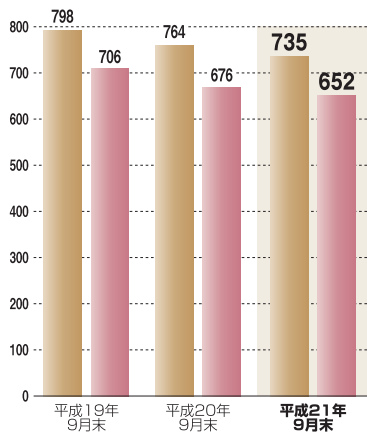


預り資産・不良債権の状況

預り資産の状況

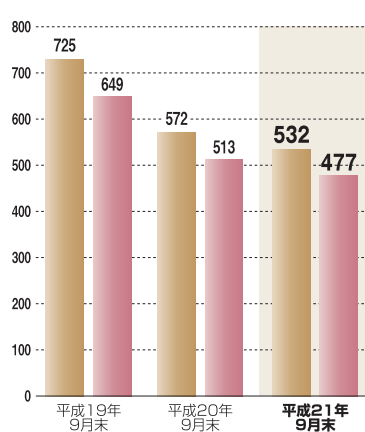
■ 公共債残高

(単位:億円) ■ 公共債残高 ■ うち秋田県内残高



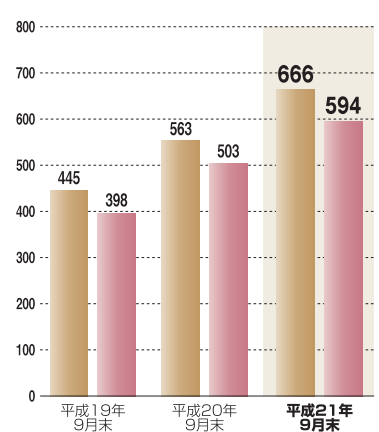
■ 投資信託残高

(単位:億円) ■ 投資信託残高 ■ うち秋田県内残高



■ 生命保険残高

(単位:億円) ■ 生命保険残高 ■ うち秋田県内残高



(注) 公共債、投資信託、生命保険などの金融商品を総称して「預り資産」と呼んでおります。また、個人年金保険、一時払終身保険を総称して「生命保険」と呼んでおります。

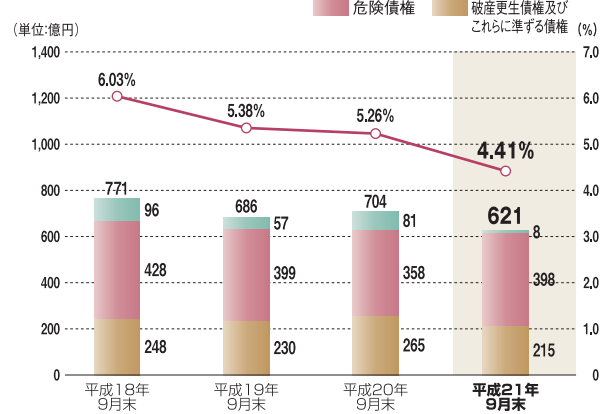
不良債権の状況

21年9月末の不良債権(金融再生法開示債権ベース)は、20年9月末比83億円減少し621億円となり、不良債権比率は4.41%となりました。

なお、貸出金が将来回収不能となった場合の備えである貸倒引当金と担保・保証等による保全是550億円で、カバー率は88.51%となっております。

仮に、これらがすべて回収不能となった場合、追加的な不良債権処理費用は71億円ですが、「利益剰余金」(901億円)だけでも十分対応可能な水準にあります。

■ 金融再生法開示債権残高・比率



(注) 単位未満四捨五入

■ 金融再生法開示債権の状況

(平成21年9月末現在)

区分	残高 (A)	保全 (B+C)=(D)			保全率 (%)
		担保・保証等 (B)	貸倒引当金 (C)	破産更生債権及びこれらに準ずる債権 (D)	
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	215	69	146	215	100.00
危険債権	398	255	77	332	83.42
要管理債権	8	2	0	3	35.10
合計	621	327	223	550	88.51

(注) 1 単位未満四捨五入
2 保全率=(D)÷(A)×100

自己査定^(※)結果と開示基準別比較表

当行では、一層の経営の透明性確保のため、「自己査定における債務者区分別」(破綻先、実質破綻先、破綻懸念先、要注意先、正常先)の開示を行っております。

これら「自己査定結果と開示基準別比較表」は次のとおりです。

用語解説

【自己査定】

自己査定とは、当行が保有する資産を個別に検討して、回収の危険性または価値の毀損の危険性の度合いにしたがって分類区分するとともに、金融再生法開示債権等を開示するための基礎となるものです。具体的には、お取引先について、その財務状況、資金繰り、収益力等により返済能力を判定し、その状況により「正常先」、「要注意先」(要管理先とその他の要注意先)、「破綻懸念先」、「実質破綻先」、「破綻先」に区分し、担保や保証等の状況を勘案のうえ債権の分類を行います。

資産内容の開示における基準別比較表 (平成21年9月末) 【単体】 (単位：億円／※単位未満四捨五入)

自己査定における債務者区分別 (償却後) (対象：総与信 ※)					金融再生法に基づく開示債権 (対象：総与信 ※)		リスク管理債権 (対象：貸出金)	
非分類	Ⅱ分類	Ⅲ分類	Ⅳ分類					
破綻先 75	55	20	—	—	破産更生債権及びこれらに準ずる債権 215	破綻先債権 74	延滞債権 534	合計 617
実質破綻先 140	99	41	—	—				
破綻懸念先 398	221	111	66	—	要管理債権 8	小計 621	正常債権 13,454	合計 617
要注意先 1,198	571	626	—	—				
要管理先 12	—	—	—	—	合計 14,076	不良債権比率 4.41%	不良債権比率 3.41%	不良債権比率 3.41%
要管理先以外の要注意先 1,186	—	—	—	—				
正常先 12,265	12,265	—	—	—	合計 14,076	不良債権比率 4.41%	不良債権比率 3.41%	不良債権比率 3.41%
合計 14,076	13,212	798	66	—				

※総与信：貸出金、外国為替、未収利息、仮払金、支払承認見返

不良債権比率 4.41%

(部分直接償却した場合)
不良債権比率 3.41%

不良債権比率 4.42%

(部分直接償却した場合)
不良債権比率 3.42%

用語解説

〈債務者区分〉

【破綻先】

破産、民事再生等により、経営破綻に陥っているお取引先

【実質破綻先】

法的・形式的な経営破綻の事実は発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しがないと認められる等、実質的な経営破綻に陥っているお取引先

【破綻懸念先】

現状、経営難の状況にあり、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められるお取引先

【要管理先】

要注意先のうち、3か月以上延滞または貸出条件を緩和している(金融再生法開示債権のうち要管理債権に該当する)お取引先

【要管理先以外の要注意先】

今後の管理に注意を要するお取引先

【正常先】

業況が良好であり、かつ、財務内容にも特段問題がないと認められるお取引先

〈分類区分〉

【非分類】

回収の危険性または価値の毀損の危険性について問題のない資産

【Ⅱ分類】

債権保全上の諸条件が満足に充たされないため、あるいは信用上疑義が存する等の理由により、その回収について通常の割合を超える危険性を含むと認められる債権等の資産

【Ⅲ分類】

最終の回収または価値について重大な懸念が存し、したがって損失の発生の可能性が高いが、その損失額について合理的な推計が困難な資産

【Ⅳ分類】

回収不能または無価値と判定される資産

〈リスク管理債権〉

【破綻先債権】

自己査定結果等に基づき未収利息を収益不計上とした貸出金のうち、民事再生等の法的手続きが取られているか、または手形交換所の取引停止処分を受けたお取引先に対する貸出金

【延滞債権】

自己査定結果等に基づき未収利息を収益不計上とした貸出金のうち、「破綻先債権」に該当しない貸出金

【3か月以上延滞債権】

元金または利息の支払いが、3か月以上滞っている貸出金(破綻先債権・延滞債権を除く)

【貸出条件緩和債権】

経済的困難に陥ったお取引先の再建・支援をはかるために、金利減免や返済方法の変更等を行っている貸出金(破綻先債権・延滞債権・3か月以上延滞債権を除く)